

1 介護認定調査について

1) 認定調査とは

新規の要介護認定に係る認定調査は、市町村職員もしくは事務受託法人が実施することになっています。また、更新及び区分変更申請にかかる認定調査については、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省で定める事業者、もしくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるもので、都道府県及び指定都市が行う研修を修了した者に委託することができるとされています。

認定調査は、全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があるとされており、特記事項については、必要に応じて調査対象者の介護の手間を理解するうえで必要な情報をわかりやすく記載する必要があるとされています。ここでいう介護の手間とは、調査対象者の能力に応じた評価を行うものであり、介助者の能力や都合による介護を基に評価を行うべきではありません。

2) 同席の際の留意事項

認定調査の際に同席する者として、家族や介護職員などの直接介助者が考えられます。ケアマネジャー、計画作成担当者は直接介助者ではないことから、**同席は必須ではありません**。また、同席者は認定調査の整合性、正確性を高めるために、認定調査員から確認されたことを答えるものです。意思決定が可能な方の調査に同席し、認定調査員に対し極端な状況や、本来の能力とは異なる、介助者の能力や都合によるお世話に基づいた状態像を説明される、といった報告を受けています。正しい認定がされず本人の自立能力を阻害するおそれがあり、説明内容に誇大や虚偽があると判断された場合には、介護給付費の返還(介護保険法第22条第1項)、市町村による区分変更認定(介護保険法 30 条)、認定の取消による利用者自己負担の発生、同席ケアマネジャー事業所に対し、指導・監査等を行う場合があります。なお、令和7年度より認定調査員へ、調査時に調査対象者や同席者の話、サービス提供回数に疑義がある場合、認定調査票確認表による市への報告を求めています。

(介護保険法第22条第1項)

偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者がいるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。